

広報

あち

1月

2011 JANUARY No.199



消防団出初式

主な内容

- 年頭のごあいさつ 2 P ~ 3 P
- 民生委員・児童委員の改選 4 P ~ 5 P
- ご存じですか？介護保険制度 6 P
- 納税相談について 8 P
- 全国学力調査と「あちっ子ライフ」活動について...16P

消防団出初式

新春恒例の阿智村消防団出初式が1月9日(日)に行われました。

市中行進につづき、中央公民館ホールにて、退団者や功労者の表彰等の式典を行い、無火災に気持ちを引き締めました。

年頭のごあいさつ

阿智村長 岡庭一雄

あけましておめでとうございます。

新しい年を健やかに迎えられるものとお慶び申し上げます。

いつも迎える朝でありますが、年の改まる元日の朝は、とりわけて希望を強く抱くものであります。

みなさまはどのような希望を描かれたでしょうか。それぞれの皆様が希望の星に向かって元気で進めますことをまず祈念致したいと思えます。

今年は、阿智村にとりまして、また新しい村づくりへの挑戦の年であります。浪合

村と合併五年、清内路村と合併二年を経過し、合併の特例措置が終了し、名実とも一体的な村としてのスタートの年であります。また、建設中の阿智中学校校舎が完成し、新年度より村内三

中学校に平谷中学校を加えて統合阿智中学校が発足致します。

新しい村づくりに向かって力をあわせてすすんで参りたいと考えます。

しかし、村を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。加えて、我が国の政治や経済も大きな問題を抱えており、国中が閉

塞感に包まれております。一刻も早く、党利党略に終始して、国の将来を危うくすることのないよう強く望むものであります。

こうした状況でも、住民のみなさんがこの村に住み続け、住んでいることに誇りの持てる地域づくりを目指すに指して参ります。その為には、住民一人ひとりのみなさんの、幸せを感じられる暮らしづくりや地域づくりが欠かせません。子育てをしているみなさんには子育てが楽しいと感じられるよう、お年寄りのみなさんには安全で安心して暮らせるよう、それぞれの方々が望む地域づくりに向けての活動を、しっかり支えていかななくてはならないと考えております。

ここ数年取り組んでおります、村の基盤産業としての農林業の再生を、今年もしっかり行つて参りたいと考えます。

昨年の暮れには、リニア中央新幹線の計画が具体的に発表され、飯田市周辺への駅の設置も夢でなくなってきました。地域づくりに向けて大きな目標が出来たように感じられる出来事でした。

阿智村だけが、厳しい環境にあるわけではありません。日本中が同じような状況にあります。合併した力をプラスに切り替えて、みんなで力を合わせるなら新たな明るい展開も期待できると信じます。地域の持つ良い所を発見しさらにそれを大きく育てる年にしていきたいです。

皆様のご多幸を祈念して新年のごあいさつと致します。

阿智村議会議長 熊谷時雄

あけましておめでとうございます。

新春を迎え皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年、阿智村では嬉しい兆候がいくつか現れました。五月に設立した「産業振興公社」の目標でありました「年金プラス百万円」を、十一月末までに三人の方が達成され、五十万円以上の方が十五人になったそうです。

中山間地域は耕地や山林が健全に活用される条件があつてこそ、そこで生活する意欲が生まれ、結果として自然景観が保たれ、住んでみたい人、訪れる人が出てくると思います。

昨年新聞で「産業振興公社」と「コーポあいち」と

の懇談会の記事を拝見しました。阿智村独自の認証農産

物をしっかり生産して、野菜は「阿智」だと先ず中京圏に認知させることだと思います。傾斜地で耕作面積が小さく生産コストが高くつく条件不利地域でも、採算性の良い農業を公社は目指しています。多くの村民が「有機の里づくり」を支え、阿智の認証農産物の認知度を高められることを期待致しております。

村が持続するためには、人口維持が欠かせません。村の周辺部では依然として人口は減少していますが、全体では昨年四月一日から十二月一日までに十五人増えました。一時的なことなのか、若者定住・新規就農、新卒

者雇用対策等の施策が要因なのか、まだわかりませんが、減少していた人口がわずかも増えたことは希望を与えてくれました。

車社会(自家用車)になり、生活圏が広がったことや人口減少により、地域から商店が消え阿智村の商業も衰退しています。

また、営業としての公共交通は撤退し、行政が巡回バスを運行していますが、特に周辺部においては、高齢者や交通弱者にとって生活必需品の購入に不便さが増しています。

地域で安心して暮らしていくには、できるだけ近い場所に販売店があるか、それに替わる選択肢がどれだけあるかだと思います。

商工会商業部とポイント会で運営を始めた「買物宅配事業」は、そんな交通弱者

や身体に変調をきたした方にとっては、大変ありがたい事業かと思います。

生活しているその地域で暮らし続けるために、「自分たちは、今、何ができるか」地域に愛着を持ち地域で生き続ける意思がある限り、そこで生きていける知恵や方法が見えてくると思っています。

今年阿智村が持続可能な村づくりを目指して十四年目、自立を目指して八年目に当たります。干支はウサギ年、跳躍の年です。

今年が私たちにあって、阿智村にとって、飛躍の年でありますよう祈念致します。新年のあいさつと致します。



つなぎ役

児童委員改選



- 民生委員は児童委員をかねています。
- 児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。

1

住民の皆さんの実態を
把握します

2

住民の皆さんが
かかえる問題について
相談にのります

3

福祉サービスなどの
情報を住民の皆さんに
提供します

事件を通じて、改めて
クローズアップされま
した。
安心の地域づくりの
ために、身近な相談者
として、住民の皆さん
の様々な支援活動をし
ています。

民生委員推薦会（塩澤洵弉委員長）と、県知事の推薦を経て、新しい民生委員・児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました。

今回は、清内路村との合併で二十八人となっていた定数を、国の配置基準等により二人減の二十六人としています。退任十一人、新任九人、再任は十七人で男性五人、女性は二十一人です。任期は平成二十二年十二月一日から三年間です。十二月六日の第一回定例会で、会長に原典之さん、副会長に高坂恵美子さんが選任されました。

民生・児童委員の職務は、児童の虐待問題から高齢者の安否



前期委員の皆さん

役場玄関前で、村長、民生課長と記念写真におさまる前期委員の皆さん。任期中の献身的なご苦勞に対し退任者には、厚生労働大臣からの感謝状が授与されました。

確認まで広範囲にわたります。また、地域のつながりが希薄化する中で、「つなぎ役」としての民生・児童委員の役割が、昨年の高齢者所在不明



田中 文子



熊谷美知世



佐藤 和子



倉田 每子

新任委員の
皆さん
(敬称略)

任期 平成22年12月1日～平成25年11月30日

阿智村民生委員・児童委員名簿

○会長 ○副会長（敬称略）

担当地区	氏名	委員住所地	期
七久里・知久保	倉田 每子	七久里	新
豎町・下西	佐藤 和子	下西	新
中関上・中関下・中関団地	◎原 典之	中関下	再
	熊谷 美知世	中関下	新
砂田・馬場	熊谷 秀子	砂田	再
木戸脇・伝馬町	岡庭 久美江	木戸脇	再
下町・栄町	熊谷 佳子	下町	再
上町・市の沢・大橋・曾山	林 清子	上町	再
古料・下郷・上郷	田中文子	古料	新
洞・日の入・原の平	園原 純子	洞	再
大鹿・青見平・寺尾	石原 しげ子	寺尾	新
西栗矢・東栗矢	木下 公子	西栗矢	再
丸山・備中原	○高坂 恵美子	丸山	再
大野・中野・奥藤	原文 典	奥藤	新
大沢・中平・伏谷	田中和代	中平	再
下平・昼神	水上 千恵子	下平	新
戸沢・中央	熊谷 智恵子	戸沢	新
濃間・園原・横川	渋谷 梅代	園原	再
恩田・荒谷	佐々木 重義	荒谷	再
宮の原・宮本・中下町・浪合上町・治部坂	山口 美智子	中下町	再
上半堀・下半堀	後藤 千恵	下半堀	再
市場・清水・川裾	櫻井 成人	川裾	再
中・登	櫻井 明美	市場	再
上一区・上二区・上三区	原 堀夫	上一区	再
主任児童委員	酒井 礼子	洞	新
主任児童委員	櫻井 美津恵	登	再

地域の

民生委員・

委員の7つのはたらき

7

問題点や改善点について
関係機関などに**意見**を述べます

6

住民の皆さんが求める
生活支援活動を行います

5

適切なサービスが受けられるよう
支援します

4

行政機関、施設などの
パイプ役を
つとめます



酒井 礼子



熊谷智恵子



水上千恵子



原 文典



石原しげ子

ご存じですか？介護保険制度 No.11

～介護保険外サービスをご紹介します～

介護保険制度は法律に基づいた制度であるため、利用するときには様々な制限があり、皆様のご希望に添えないことも多くあります。今回は、よく相談のある内容で、介護保険を使わなくても利用できるサービスがありますのでご紹介します。



私は車の運転ができないから、買い物に行くのが大変で。誰かに買い物をお願いできないかしら？

★こんなサービスがあります！

ふくまるくん宅配をご利用ください。

- ①対象者：村内の70歳以上の方、買い物に不便な方が対象です。
- ②利用方法：利用したい方は、事前に商工会へ申込みしてください。
申込み方法のお問い合わせは、
阿智村商工会 電話 43-2241 までお願いします。
- ③利用料：購入したい商品の代金と**配達手数料200円**が必要です。
- ④注意事項：商品の購入先は、ふくまるくん加盟店や村内登録事業者です。
薬などの特殊商品や灯油など許可のいるものは対象外です。

★この他にも、利用するための決まりごとがあります。また、現金を扱うサービスです。申込みの際に、内容を十分確認いただいてからご利用ください。



病院の送り迎えをヘルパーさんをお願いできないかしら？

★こんなサービスがあります！

残念ながらヘルパーさんは、病院の送り迎えができません。 シルバー人材センターの送迎サービスをご利用ください。

- ①対象者：高齢者や障がい者
- ②利用方法：**シルバー人材センター 電話 43-2244** へ申込みしてください。
- ③利用料：運転中1時間あたり1,000円 + 病院等で待っている時間1時間あたり600円 + 事務手数料として7%が必要です。
- ④注意事項：自動車は申込みした方またはその家族の所有車を使用します。
自動車が無い方で、阿智村社会福祉協議会（以下「社協」）の会員になっている方で身体的な障がいがある場合は、社協の貸し出し用の自動車を1kmあたり37円で借りることができます。

★この送迎サービスは買い物への付き添い、友人や親せき宅への訪問の送迎にもご利用できます。

あなたの足腰大丈夫？

阿智村で介護が必要になるきっかけの多くは、脳卒中、認知症、筋力低下です。介護認定調査（H21年10月～H22年5月）の結果を県・国と比較したところ、下肢の麻痺や股関節、膝関節の動きが悪い人が多く、それに伴い歩くことや、立ったり座ったり、トイレ、着がえなどの介護の必要な人が多いことが分かりました。つまり、脳卒中による麻痺や関節疾患、筋力低下がもとになって、介護の必要な人が多くなっています。

年とともにあらわれる老化は、ある程度仕方のないことですが、そのまま放っておけば、体は弱るばかりです。たとえば「最近、よくつまずくようになった」というのは老化のサイン！そのまま放っておくと転ぶようになり、転ぶのが怖くて外に出なくなると体を動かさなくなり、ますます筋力が低下する…という悪循環になります。老化のサイン（下図）に早く気づき、いつまでも自分のことが自分でできる体を維持していくために体操など、こまめに体を動かすことが大切です。

あなたは大丈夫？

家の中で
つまづいたり
滑ったりする



横断歩道を
青信号で
渡りきれない
歩行速度が
遅くなる



階段を上げる
のに手すり
が必要である



15分くらい
続けて
歩けない
1kmくらいを想定



2kg程度の
買い物をして
持ち帰るのが
困難である



家のやや重い
仕事が
困難である
掃除機の使用、
布団の上げ下ろしなど



片足立ちができますか？

（目安は右表です）

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
40秒	30秒	20秒	10秒

村では、いつまでもお元気に暮らしていただけるように、自分の足で歩き続けられるように、つまずきそうになったときに体を支えられるように、大腰筋体操を普及しています。

どうすれば大腰筋体操ができるの？

- ・ふれあいサロンで、声をかけていただければ指導者が伺います。サロンで体操を行うと補助がです。
→窓口は社会福祉協議会（電話45-1234）
- ・自宅に何人が集めて下されば、出向いていきます。
→窓口は自立生活支援センター（電話45-1140）

サロンを立ち上げませんか

近所の顔なじみの方たちとお茶を飲んで話し、体を動かして元気に暮らせるよう、集会所などを利用して、サロンを立ち上げませんか？
詳しくは、社会福祉協議会（電話45-1234）自立生活支援センター（電話45-1140）へお気軽にご相談ください。

平成23年度 村民税県民税の申告について

申告書の提出期限は 3月15日(火曜日)までです

今年も村民税、県民税の申告の時期となりました。村では二月十五日から三月十日まで次頁のとおり地区割をし、納税相談を実施します。忘れずに申告して下さい。

申告しなければならぬ人

- 平成二十三年一月一日現在、阿智村に住所のある人で
 - ・平成二十二年中(平成二十二年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで)に所得のあった人。
 - ・給与を二カ所以上から支給されている人。
 - ・給与所得者で給与以外の所得があった人。
 - ・年末調整のされなかった個人事業の従業員、土木事業等の従事者、内職などの賃金を受けた人。
 - ・住宅取得控除、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人。
 - 阿智村の住民基本台帳に記載されていないが、現実村内に在住する人および事務所または家屋敷を有する人。
 - 国民健康保険加入者の方は保険税算定のために、所得税・村民税の申告が必要ない方でも住民税の申告が必要になります。

申告しなくてもよい人

- 税務署へ平成二十二年分の所得税の確定申告を提出した人。
- 一カ所からの給与所得のみで、勤務先の事業所から「平成二十三年度給与支払報告書」が提出されている人。

申告の時に必要なもの

- 必要な事項を記載した申告書・印鑑
- 平成二十二年中の所得が明らかになる書類(給与所得、公的年金、報酬等の源泉徴収票など)
- 営業、事業所得、農業所得、不動産所得のある方は収支内訳書や帳簿類
- ※事前に収入・経費を計算しておいてください。
- 譲渡所得のある方は必ず売買契約書又はそれに代わるものをご持参ください。
- 生命保険料、個人年金保険料、地震(損害)保険料、小規模企業共済などの支払証明書
- 国民年金、農業者年金、建設国保などの社会保険料の支払証明書
- 還付がある場合:本人名義の預金通帳等の口座番号の控え

医療費控除について

医療費控除を受ける方は、医療費の領収書、保険金等で補填された金額がわかるもの、おむつ証明書等。
医療費控除を受ける方は、家族の個人毎に領収書の金額の集計をしてきてください。また、高額療養費や生命保険から補填があった場合はその金額がわかるものを準備してください。

障害者控除について

介護保険法により要介護認定を受けている方で障害者手帳をお持ちでない方も障害者(特別障害者)控除の対象となる場合があります。重度で該当になりそうな方は役場民生課へご相談ください。申請に基づき調査し該当と認められる場合は認定書を発行します。

住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、新築等した家に平成十一年から十八年までに入居、平成二十一年以降に入居した方で所得税から住宅ローン控除額が引ききれない方は、村民税からも住宅ローン控除を受けることができます。確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除の手続きをすれば、村への控除申告は不要です。十八年以前入居の方も同様に原則申告不要となりました。詳しくはお問い合わせ下さい。

農業所得について

平成十八年の申告から、すべての方が収支計算となっております。申告までにご自分で収入、経費を計算しておいてください。農業用機械の耐用年数が、二十一年の申告から、農業用設備として一律七年に変更になっています。変更になった減価償却の計算方法、収入や必要経費の整理の仕方などでわからない点がありましたら、税務係へご相談ください。

インターネットから確定申告書が作成できます

平成十九年から二十一年に税額控除を受けていない方は、二十二年分から五千円の税額控除をする事が出来ます。

納税相談日と指定地区

下記の日程で行いますので今から都合をつけていただき、円滑な納税相談や申告ができますようご協力下さい。

月	日	曜日	時 間	相談地区範囲	相談場所
2	15	火	AM 9:00～AM 11:00	恩 田・荒 谷	浪合支所
			PM 1:00～PM 4:00	宮の原・宮 本	
2	16	水	AM 9:00～AM 11:00	中下町・浪合上町	
			PM 1:00～PM 4:00	治部坂・上半堀・下半堀	
2	17	木	AM 9:00～AM 11:00	市 場・ 中	清内路支所
			PM 1:00～PM 4:00	登 ・ 清 水	
2	18	金	AM 9:00～AM 11:00	川 裾・上一区	
			PM 1:00～PM 4:00	上二区・上三区	
2	21	月	AM 9:00～AM 11:00	七久里	阿智村コミュニティ館
			PM 1:00～PM 4:00	知久保・豎 町	
2	22	火	AM 9:00～AM 11:00	下 西	
			PM 1:00～PM 4:00	中関下	
2	23	水	AM 9:00～AM 11:00	中関上・砂 田	
			PM 1:00～PM 4:00	木戸脇・伝馬町	
2	24	木	AM 9:00～AM 11:00	馬 場・下 町	
			PM 1:00～PM 4:00	栄 町	
2	25	金	AM 9:00～AM 11:00	上 町・大 橋	
			PM 1:00～PM 4:00	市の沢・曾 山	
2	26	土	AM 9:00～AM 11:00	平日都合の悪い方	
			PM 1:00～PM 4:00		
2	28	月	AM 9:00～AM 11:00	古 料	
			PM 1:00～PM 4:00	下 郷	
3	1	火	AM 9:00～AM 11:00	上 郷	
			PM 1:00～PM 4:00	大 鹿	
3	2	水	AM 9:00～AM 11:00	洞 ・ 寺 尾	
			PM 1:00～PM 4:00	日の入・青見平	
3	3	木	AM 9:00～AM 11:00	原の平	
			PM 1:00～PM 4:00	西栗矢・東栗矢	
3	4	金	AM 9:00～AM 11:00	丸 山	
			PM 1:00～PM 4:00	備中原	
			PM 6:00～PM 8:00	昼間都合の悪い方	
3	6	日	AM 9:00～AM 11:00	平日都合の悪い方	
			PM 1:00～PM 4:00		
3	7	月	AM 9:00～AM 11:00	大 沢・中 野	
			PM 1:00～PM 4:00	大 野	
3	8	火	AM 9:00～AM 11:00	奥 藤・中 平	
			PM 1:00～PM 4:00	伏 谷・濃 間	
3	9	水	AM 9:00～AM 11:00	下 平	
			PM 1:00～PM 4:00	昼 神	
3	10	木	AM 9:00～AM 11:00	中 央・戸 沢	
			PM 1:00～PM 4:00	園 原・横 川・中関団地	
3	11	金	PM 6:00～PM 8:00	昼間都合の悪い方	

*3月11日、14日、15日は、申告書整理事務のため、地区割をした期間内の申告相談にご協力をお願いします。
 *夜間や土曜・日曜の相談日については、大変混雑が予想されますので、待ち時間が長くなる事等をご承知頂き、時間に余裕を持っておでかけ下さい。

阿智村政功労者表彰

村では、第十七回阿智村政功労者として、次のお二人を表彰しました。今年もますます活躍されるよう期待します。

・原 昇子さん（高一・春日）

飯田高校邦楽班（琴演奏）の一員として、宮崎県で行われた第三十四回全国高等学校総合文化祭日本音楽部門に出場。のち、東京の国立劇場で、優秀校として楽曲を披露しました（全国四校）。



原 昇子さん

・近藤 裕哉くん（小六・浪合）

東京国立競技場で行われた第二十六回全国小学生陸上競技交流会の六年男子百メートルの部で六位入賞。同大会一週間前に行われた飯伊陸上選手権大会では、十二秒二七の記録で長野県記録を更新しています。



近藤裕哉くん

地域の生命・財産をまもる 消防団員募集します

入団できる方

十八歳以上で阿智村に居住している方（男女問いません）

待遇等

***身分** 非常勤特別職の地方公務員になります

***報酬** 条例に基づいた年報酬及び手当が支給されます

***公務災害補償** 消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります

***共済制度** 公務・公務外を問わず、病気やケガで一定期間入院した場合や万が一の場合に補償が受けられる共済基金に加入します

***退職報奨金** 一年以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます

***表彰制度** 職務にあたって功労、功績があった場合に表彰されます

職務にあたって功労、功績があった場合に表彰されます

***被服の貸与** 消防活動に必要な被服が貸与されます

問い合わせ先

役場総務課消防防災係

☎四三二二二〇（内線二七二）

第十回全国障害者 スポーツ大会で 二種目優勝

智里大野の井原清さんは、十月二十三日から二十五日まで、千葉県で開催された第十回全国障害者スポーツ大会に、長野県代表選手として、下肢麻痺座位バランスなし（二部）の部で、ジャベリックスローとソフトボール投げの二種目に出場されました。



井原 清さん（大野）

ジャベリックスローは、大会新記録となる、十三メートル三十五センチ ソフトボール投げは、十八メートル六十九センチで、二種目とも優勝という好成績を収められました。すばらしい成果を収められた井原さんを、心から称えお喜び致します。井原さんおめでとうございます。

支払能力を超える クレジット契約の締結が 禁止されました！

買い物に便利なクレジットカードですが、無計画にカードでの買い物をお繰り返して借金がかさみ、気づいたときには、返済のめどが立たなくなる多重債務の状態に陥るケースが増えています。

このような状況を未然に防ぐため、十二月十七日から、消費者が返済能力を超えて、クレジットカードを使用することが無いよう、クレジットカード事業者は、消費者の支払能力調査が義務付けられました。

具体的には、事業者がカードを発行するときや利用限度額を増額するとき、交付対象者の年間収入、クレジットの支払い状況などをもちに、

総合的に判断して支払可能見込額を算定します。その金額の九割を超える金額を利用限度額とするカードの発行や、利用限度額の増額には応じられなくなります。

ただし、限度額二十万円以下の場合、一時的な増額、カードの更新などの場合は、例外措置として、簡易な調査で足りる場合や調査自体が不要とされる場合もあります。

いづれにしても、クレジットカードでの買い物は慎重に。自己の収入の範囲での生活を心がけましょう。

市町村合併に伴う 車検証の住所変更 手続きについて

市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証につきましては、表示されている住所が新住所みなされる措置がとられており、手続きをしなくても問題はありませんが、変更を希望される場合は、次の方法により新住所の車検証を交付いたします。

①窓口に備え付けの「依頼書」に必要事項を記入し、車検証を添えて窓口にご提出してください。

②継続検査時に「依頼書」を併せて提出していただくか、申請書の住所欄に赤字で新住所を記載して提出してください。

※この申請は、ナンバープレート

を管轄する運輸支局又は自動車

検査登録事務所での手続きとな

りますので、ご注意ください。

また、市町村合併と関係のない住

所変更（住居表示の変更、土地区画

整理事業による変更等）は通常の変

更手続きが必要です。

北陸信越運輸局 長野運輸支局

☎〇二六二一四三一五五二五

松本自動車検査登録事務所

☎〇二六三一八五一三五八二



平成22年度 明るい選挙啓発ポスターコンタールの 審査結果をお知らせします

〔県一次審査〕

優良賞

阿智中学校 一年 佐々木亜美

阿智中学校 二年 井原 雅貴

佳作

浪合小学校 六年 渡辺日菜子

浪合小学校 六年 佐藤 千夏

阿智中学校 一年 原 和輝

阿智中学校 二年 木下万佑花

阿智中学校 二年 今久留主大貴

阿智中学校 二年 中島 悠真

〔村審査〕

最優秀賞

阿智第二小学校 五年 井原菜々美

浪合小学校 六年 渡辺日菜子

阿智中学校 一年 佐々木亜美

阿智中学校 二年 井原 雅貴

奨励賞

阿智第三小学校 五年 鈴木 杏

浪合小学校 六年 吉田 苑生

浪合小学校 六年 伊藤 雅貴

阿智中学校 一年 原 和輝

阿智中学校 一年 下原 望実

阿智中学校 二年 今久留主大貴

阿智中学校 二年 木下万佑花



佐々木亜美さんの作品



井原雅貴さんの作品

「長野県地方税滞納整理機構」がスタート します

税の公平性を確保するため平成23年4月より「長野県地方税滞納整理機構」がスタートします。

様々な行政サービスは、皆さんが納める税金により提供されています。ほとんどの方はきちんと納税をいただいておりますが、一部に納税義務を怠り滞納している方がいます。このため、きちんと納税をしている方との公平性が保たれないことなどから、滞納者への厳正・公平な税金の徴収を行うことが求められています。

そこで、県内全ての市町村と県で構成する、地方税（固定資産税等全ての租税を含む）の滞納整理専門組織として「長野県地方税滞納整理機構」を平成23年4月の業務開始に向けて準備をすすめています。

機構では、市町村や県から大口・徴収が困難な滞納事案を引き受け、滞納者が所有する財産を徹底調査し、差押えや公売等の厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行います。

なお、納税不履行・長期滞納者につきましては、長野県地方税滞納整理機構に移管していきますので、ご承知おきください。

お問い合わせ 役場出納室 ☎43-2220（内線248）



徹底した

財産調査

- 貯金通帳
- 給与
- 土地建物
- 貴金属
- 自動車
- 売掛金



- 土地、建物などの不動産、給与、売掛金、自動車といった財産を所有しているか徹底的に**調査**します。
- 滞納者の自宅や事業所等を**搜索**し、貴金属や絵画など、差押可能な財産の発見に努めます。

厳格な滞納処分



- 調査や搜索により財産を発見した時には、直ちに**差押え**を行い、必要な債権確保を図ります。
- 差押財産については、インターネット**公売**などの方法により、可能な限り金銭に換え、滞納金の徴収に努めます。

確定申告は、さらに便利になった e-Tax で

e-Taxなら、インターネットを利用してご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。
e-Taxを利用させていただくにあたっては、次の「e-Taxご利用の流れ」に沿って手続きを行う必要があります。

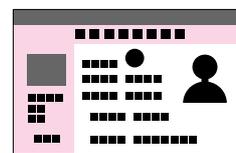
e-Tax ご利用の流れ



電子証明書の取得

住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。(カード発行500円、電子証明料500円の手数料が必要です。)

*阿智村の場合は、手続きから発行までに7~10日程度かかります。



住民基本台帳カード(ICカード)

ICカードリーダーライター

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カード(ICカード)に格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダーライターが必要になります。ICカードリーダーライターは、家電量販店やインターネット販売で購入できます。

なお、お手持ちのパソコンに対応するICカードリーダーライターは、公的個人認証サービスポータルサイト内(http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/)で確認できます。

e-Taxならこんなにいいこと

平成22年分の所得税の確定申告書を本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成23年3月15日(火)までにe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分から平成21年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません。)

また、所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

(確定申告期限から3年間、ご自身で保管してください。)

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(通常6週間のところを、3週間程度に短縮)

さあ! ネットで申告



所得税・贈与税の申告・納税は、**3月15日(火)**まで
個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は、**3月31日(木)**まで
詳しい情報は、e-Taxホームページをご覧ください。
平成23年2月からの税務署の相談会場は、4階です。

<http://www.e-tax.nta.go.jp> 飯田税務署 TEL 0265-22-1165

二十三年度も行います 「緊急雇用奨励金制度」

昨年から飯伊の市町村が共同し、地域の人材育成や三月に卒業予定の高卒者が大勢地元へ就職できるように、新規高卒者等を雇用された事業主の皆さまに対し奨励金を交付する制度を設けました。

雇用情勢が不安定であることから、新年度も引き続き「緊急雇用奨励金制度」を実施いたします。概要は次の通りです。

● 交付対象及び交付額

〈対象〉
村内に事業所又は事務所を有する事業者（農業、自営業を含み、地方公共団体その他これらに準ずるものを除きます）

〈交付額〉
雇用した新規高卒者等一人につき五十万円

● 交付条件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

①平成二十三年三月一日から平

成二十三年九月一日までの間に

新規高卒者等（※1）を正規雇用の常用労働者（※2）として雇用を開始し、かつ補助金交付後も引き続き正規雇用の常用労働者として雇用することが確実と認められること

②納期到来分の村税を完納していること

③新規高卒者等を対象とした研修を実施すること

④国が実施する既卒者育成支援奨励金などを受けていないこと

● 申請手続き及び日程

〈交付申請〉
新規高卒者等の雇用を開始した日から三ヶ月以内に所定の申請書に要件を満たすことを証する書類を添えて阿智村役場に提出してください。（申請書様式、添付資料は村のHPに掲載してまいります。）

〈申請の時期〉

平成二十三年四月一日からです。手続き等詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ・ご連絡】

*下記の定住支援センターまで

※1 新規高卒者等

①平成二十三年三月に③の学校を卒業する者

②卒業後市内又は下伊那郡内に住所を有する者

③市内又は下伊那郡内の学校、専修学校又は長野県飯田技術専門学校（普通課程）但し、高等学校については学校教育法に規定する高等学校（定時制及び通信制を含む）すべてが対象となる

④昭和六十三年四月二日以後に生まれた者

※2 常用労働者（いずれにも該当）

ア 期間の定めのない契約により雇用された者、又は雇用された日の翌日から六ヶ月以内に期間の定めのない契約により雇用された者、若しくは事業者の所得税法上の専従者となっている者

イ パート、臨時職員、登録型派遣社員でない者（飯田養護学校生はこの限りでない）

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者として雇用されている者、又は事業者の同居親族等（子、孫、兄弟姉妹、配偶者等）

定住支援センター からのお知らせ

定住支援センターでは、村民の皆さんや村外からのU・Jターンの皆さんが、阿智村に進んで定住していただくために、①空き家を貸したい、売りたい ②宅地を貸したい、売りたい ③農地などを手放したいなどの情報をインターネットや広報などで広く一般にお知らせしています。

人口減少に歯止めをかけ、集落を維持していくためには、こういった情報の発信をし、定住者の確保を目指していく必要があります。

皆様のお宅やお近くに「空き家がある」「宅地になりそうな土地がある」「こういった情報がございましたら、定住支援センターまでお知らせください。

また、定住支援センターでは各種定住支援制度（支援金制度）がございます。空き家を取得した、家を新築したなどお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ・ご連絡】

阿智村役場 定住支援センター
☎〇二六五―四三―二二二〇

（内線五二二）

役場窓口のご案内

平日時間内の窓口業務

平日時間内の通常業務では、次のとおり取り扱います。

取扱時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

取扱業務 全業務

時間外・休日の窓口業務

時間外や休日・祝祭日でも、本庁（阿智村役場）の窓口でのみ、次のとおり取り扱っております。

取扱時間

- ・平日の時間外
 - ・午後五時十五分から午後八時まで
 - ・休日（土・日、年末年始）、祝祭日
- 午前八時三十分から正午まで

取扱業務

- ・住民票の発行
- ・印鑑証明書の発行
- ・し尿汲み取り券・ごみ袋・証紙の販売

※時間外では宿日直の職員が対応します。多少お待ちさせる場合があります。

※戸籍届出(婚姻・出生・死亡等)の役場への提出は右記時間外も受付します。本人確認を要する場合があります。

りますので、運転免許証等顔写真付きの証書類をお持ちください。

なお、時間外受付の場合には、後ほど担当者から問い合わせをさせていただきます。ご了承ください。

村宮住宅の

入居者募集

村宮住宅 辰神温泉従業員住宅・中の瀬住宅・向住宅・アラヤ第一団地の入居者を募集します。募集住宅名・戸数・間取り等は次のとおりです。

住宅名	戸数	間取り	地区名	条件等
辰神温泉従業員住宅	3戸	2DK	智里東	辰神温泉従業員住宅
中の瀬住宅	1戸	1LDK	浪合	定住促進住宅
向住宅	1戸	3DK	浪合	定住促進住宅
アラヤ第1団地	4戸	3DK	清内路	公営住宅所得制限あり

入居を希望される方は、定住支援センターまでご連絡下さい。

☎〇二六五一四三二二二〇〇
(内線五二二)

地図情報システムによる 事務取扱開始のお知らせ

平成二十三年一月二十四日(月)から長野地方事務局飯田支局において、地図情報システムによる運用が開始されることとなります。

これに伴い、地図及び地図に準ずる図面(以下「電子地図」という。)の証明書は、A3版地紋紙に印刷し、証明した書面を交付します。

電子地図の閲覧は、従来どおり地図の内容を出力した書面(証明文のないもの)を交付することにより行えます。

また、閉鎖地図の閲覧又は写しの交付は、従前どおり請求することができます。

なお、電子地図の閲覧と併せて閉鎖地図の閲覧を希望される場合は、別途手数料を納付することなく閲覧できます。

また、地図情報システムには、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図(以下「各種図面」という。)につきましても順次登録していくこととしております。

すので、登録した各種図面の交付又は閲覧を請求された場合には、地図情報システムを用いて図面の証明書を作成交付し、また、各種図面の内容出力した書面によって閲覧していただくこととなります。

ただし、登録されていない各種図面については、従前の取扱いに変更はありません。

【お問い合わせ】

長野地方事務局飯田支局
飯田市大久保町二六三七番地三
☎〇二六五一二二一〇〇一四

無料税務相談

税理士会飯田支部では、税理士記念日に、税に関する無料税務相談を行います。相談を希望される方は、事前に電話にてお申し込みください。

【日時】
二月二十三日(水)
午前九時半～午後四時

【場所】

税理士会事務所(大門町九三)

【申し込み・お問い合わせ】

税理士会飯田支部事務局
☎〇二六五一五一一三〇九〇

全国学力調査と『あちこちライフ』活動について

教育委員会

本年度の全国学力調査は、全国の小中学校から四十％の学校を抽出して実施されました。本村では小中七校のうち一校のみが対象校となりましたので、村全体の傾向を掴むため、別途同一問題を取り寄せ、全学校で調査を行いました。

長野県は、小中ともに国語がほぼ全国平均並、算数（数学）はかなりの落ち込みが見られましたが、本村は両教科とも、およそ全国平均並、分野によっては少し上回る結果でした。

学習状況調査では、小中ともに全国平均に比べて、まだテレビ・ゲームに向かう時間が長く、学習時間が少ない傾向が見られますが、この二・三年に比べると、次第にその差が小さくなり、生活習慣に改善傾向の見られることは嬉しいことです。

学力調査結果

【対象】

小学校六年生(村内五校七十五名)
中学校三年生(村内二校六十一名)

【教科・問題】

小学校 …… 国語 算数
中学校 …… 国語 数学
A分野 …… 基礎的基本的学力をみる問題
B分野 …… 課題を把握し、その探究と考察を深める発展問題

【結果と考察】

《小学校》
国語 A 県、全国平均とほぼ同じ
B 全国平均を一程度上回る
算数 A 全国平均をわずかに下回る
B 全国平均をわずかに上回る

《中学校》
国語 A 県、全国平均を少し上回る
B 全国平均をわずかに下回る
数学 A B 分野によって上下はあるが、ほぼ全国平均並み

○基礎力、応用力ともに、学力の高い層と不十分な層とにわかれている傾向が見られる。全国的に「二

極化」が言われるが、本村にもその傾向が見られる。

○考察を深め、自分なりの考えをまとめたり、結果を導き出す課題に対して、無解答であったり、探究の過程を表現できない傾向が目につく。

○十五歳を対象とした国際学習到達度調査でも、日本はじっくりと粘り強く考え、自分なりの観察考察過程を表現する課題への対応が弱くなっている。

○難解だと感ずると手をつけなかったり、すぐに諦めてしまうことなど、粘り強く対処する態度が必要である。

○×思考ではなく、読書や、書物をめくって調べをする習慣、友達やクラスでじっくりと協議、議論する態度、電話やメールの表現ではなく、さまざまに文章を書く生活態度が大切である。

○学習が不十分だと感じるところがあったら、気楽に積極的に「放課後学習教室」に参加しよう。

学習状況(生活習慣)調査

【結果と考察】

全国平均とくらべて、プラス面、マイナス面で開きの大きな項目をみると、

○プラス面
・朝、六時半前に起床する(小+16.3%・中+14.1%)
・家の人と、学校のでき事など話す(小+9.9%)

・学校の規則を守っている(小+12.6%・中+13.9%)
・住んでいる地域の行事に参加する(小+22.3%・中+42.7%)

・人が困っている時は、すずんで助ける(小+12.5%・中+4.0%)
・近所の人へ会った時挨拶(中+16.0%)

○マイナス面
・将来の希望を持っている(小△6.2%)
・普段、授業以外の勉強時間(小)一時間、中二時間以上(小△7.5%・中△4.6%)

・自分には良いところがある(中△3.8%)
等々です。調査項目は多岐にわたり、その多くは報告できませんが、概ね本村の子ども達は、

・規則を守ったり挨拶したり、人に親切にしようとする、「人としての大事な心掛け」を持っていると言えます。一方

・テレビ、ビデオを観る時間が長く、学習時間が足りない。困難に挑戦

したり、夢や希望を持って将来、
社会に貢献しようといった意欲面

でやや消極性が見られました。

『あちっ子ライフ』活動

望ましい生活習慣を身につけよう

保育所における日頃の観察や、学校での学習状況調査、健康状況調査等とおして、村の子供達の生活習慣に改善すべき点がかなりあることが明らかになりました。そこで、「良い生活習慣を身につけること」によって、さらに健康でいきいきとした子どもを育てよう」と各機関が連携して『あちっ子ライフ』活動をたちあげました。

乳幼児 六項目
児童生徒 七項目

望ましい生活リズム

- 1 早寝・早起き
 - 2 朝ごはん
 - 3 家庭学習時間 あそび
 - 4 読書 親子の触れ合い
 - 5 テレビ・ゲーム
 - 6 お手伝い
 - 7 あいさつ
- (乳幼児は6がありません)

チェックシート活動

それぞれの項目について、
親子で一緒に生活習慣を見つ
め直すことができるように、
「チェックシート」を作成しま
した。保育所、学校を通して
配布し、各家庭で、一日を、
一週間をふり振り返りながらチエッ
クを行い、今後も継続してい
きます。

乳幼児向け
「あちっ子ライフ」ポスター



児童生徒向け
「あちっ子ライフ」ポスター



「あふち保育園」に

決定

みなさんからご意見を寄せていた
だった新保育園の名称が、「あふち
保育園」に決まりました。

「あふち」は春日・駒場両地区の
旧地名「おおち（会地）」の古称を
平仮名で表記したものです。

また、新保育園の開園にあわせ、
他の保育所の名称を「〇〇保育所」
から「〇〇保育園」に変更する予定
です。

ご意見をお寄せいただいた皆様、
ありがとうございました。



あふち保育園

未満児保育の入所 申込について

三歳未満児の保育所入所について
は、随時受付を行っておりますが、
入所調整および審査を行うため受付
期間を設けます。

三歳未満児の入所申込の受付は、
原則、入所を希望される月の六か月
前から三か月前までとします。

四月から入所を希望している場合
は一月末までに申込をしてください。
なお、審査の結果入所基準に当ては
まらない場合は、入所ができない場
合もあります。

また、家族の急病など、緊急の場
合は、この限りではないので、子育
て支援室まで事前にご相談ください。
お問い合わせ：子育て支援室

(☎四五―二二三二)



農業委員会からのお知らせ

農地を転用するとは

農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕作の目的以外に利用することを言います。

許可なく転用したら

農地法の許可を受けないで無断転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、**工事の中止や、原状回復等の命令**がなされる場合があります。(農地法第五十一条) また、**三年以下の懲役や、三〇〇万円以下の罰金**という罰則の適用もめりします。(農地法第六十四条)

転用については 事前に必ず相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員又は、農業委員会事務局までご相談ください。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内(青地)にある場合は、農振除外の手続きにより農用地から外さなければなりません。審議会は年二回程度開催されますが、その前月末が締め切りとなっています。審議会の開催については不定期です。

申請の前に、農業委員会事務局において農用地区域の確認及び、審議会の開催について確認をしてください。(二〇〇㎡未満の農業用施設として転用する場合や、農道や用排水路等に転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。)

農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用

貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定)する場合にも、許可・届出が必要で、忘れずに手続きをしてください。(農地法第二条他)

遊休農地をなくそう

年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。草刈りは、農地所有者の最低限のエチケットです。

また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が……」という方は農業基盤強化法による利用権の設定をお勧めします。この制度の特徴は、

- ① 手続きが簡単。(農地法にゆらがない)
- ② 貸しても耕作権がつかない。
- ③ 期限がくれば離作料を払うことなく必ず返ってきます(自動更新はありません)。
- ④ やむを得ない事情が生じた場合、中途解約も出来ます。
- ⑤ 村外に住んでいる方にも貸付できます。

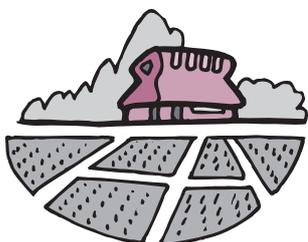
農業委員会では農地の紹介、あつせんを行っています。

利用権に関する詳細については、農業委員会事務局(ふるさと整備課内)までお問い合わせください。

下限(別段)面積について

農地を取得する際には、下限面積(五〇アール)を確保する必要があります。

しかしながら、当委員会では地区毎に、下限面積とは別に必要な耕作面積を次のように定めています。旧会地村と旧智里村は二〇アール、旧浪合村と旧清内路村は二〇アールです。(取得する農地も含めて)



申請書受付締切は、

毎月十五日です。

狩猟免許試験が実施されます

○試験のための初心者講習会

日時 平成二十三年二月十二日(土)

八時～十七時(予定)

場所 飯田合同庁舎三〇一号(講堂)

○試験日時

日時 平成二十三年二月十九日(土)

八時三十分～

場所 飯田合同庁舎三〇一号(講堂)

平成二十三年一月十七日～一月二十八日

申請場所 下伊那地方事務所 林務課

合格した場合は、試験申込手数料が助成されます。

時間	試験項目	
	綱・わな免許	一・二種免許(銃)
8:30~	受付	
9:10~	【知識試験】法令、鳥獣、保護管理、猟具 ※経験者は猟具のみ	
10:40~	【適性検査】視力、聴力、運動能力 ※本年度免許更新者は免除	
11:30~	【技能試験】鳥獣の判断	
		距離の目測
13:00~	【技能試験】 猟具の判別、架設	【技能試験】 猟具の判別 猟具の取扱
	狩猟免許交付	

村内3スキー場より

各種イベントについてお知らせします

○阿智村感謝デー

阿智村3スキー場(ヘブンスそのはら、あららぎ高原、治部坂高原)では、1月15日(土)、2月19日(土)、3月19日(土)を阿智村感謝デーとして小学生までの子ども達はリフト券無料で招待します。

○スタンプラリーキャンペーン

3スキー場+各温泉(昼神温泉郷、月川温泉郷、不動温泉花菱、宿り木の湯)の4カ所で配布されるスタンプカード、2カ所以上に各施設のスタンプを集め必要事項を記入し専用応募箱に投函して下さい。抽選で素敵な商品をプレゼントします。

○阿智村ウインターフォトコンテスト

期間 平成22年12月15日～平成23年3月31日

テーマ 「雪」阿智村の冬景色と人々

応募方法 郵送にて受付 阿智村観光協会宛 1人何点でも可

応募サイズ カラープリント四つ切りサイズ

送付先 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483 阿智村観光協会宛



ARARAGI
<http://www.araragi.co.jp/ski/>



ヘブンスそのはら
Snow World
八ヶ岳中央高原国立公園スキー場
<http://www.mt-heavens.com/>



治部坂高原スキー場
<http://www.jibuzaka.co.jp/>



- 昼神温泉郷
- 月川温泉郷
- 不動温泉 花菱
- 宿り木の湯

<http://www.hirugamionsen.jp>
昼神温泉ガイドセンター

詳しくは 地域経営課 阿智村観光協会 までお問い合わせ下さい。
☎43-2220 ☎43-4656

村の人事行政運営等の状況

人事行政運営等の公平性や透明性を高めることを目的とした「阿智村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、村職員の給与、勤務条件などの状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の任免の状況

21.4.1 現在	21年度の 退職者数	21.4.1 採用者数	22.4.1 現在	左のうち 広域・県派遣
96人	8人	5人	95人	2人

(注) 職員数には、非常勤職員は含まれません。

②部門別職員数の推移

区 分	職 員 数		対前年 増減数
	H21	H22	
一般行政	73人	71人	▲2人
特別行政(教・委)	11人	11人	0人
公営企業等	12人	13人	1人
計	96人	95人	▲1人

③一般職（行一）級別職員数の状況

(22年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	書記・主事補	主 事	係長・副主幹 主査	課長・局長 課長補佐・主幹	副参事	参 事	
職員数	9人	15人	46人	18人	4人	1人	93人
構成比	10%	16%	50%	19%	4%	1%	100%

(注) 医療職対象職員1名、任期付職員1名は含まれません。

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況

(平成21年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 (H22.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人 6,962	万円 754,390	万円 45,789	万円 85,283	% 11.3

(注) 人件費には特別職に支給される給与・報酬・職員の退職手当負担金等が含まれています。

②ラスパイレス指数の状況

(22年4月1日現在)

阿智村	長野県	県内 町村平均	全国 町村平均	全地方 公共団体 平均	国
94.3	98.1	94.1	95.1	98.8	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

③職員給与費の状況

(平成22年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
85人	308,729千円	40,950千円	114,881千円	464,560千円	5,465千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

④職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(22年4月1日現在)

区 分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢(歳)
一般行政職	310,816	332,264	44
技能労務職	297,286	301,700	54

(注) 1、「平均給料月額」とは、4月1日現在における職員の基本給の平均です。
2、「平均給与月額」とは、給料月額と、毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

⑤初任給の状況

(平成22年度)

区 分	一般行政職(円)
高校卒	140,100
短大卒	152,800
大学卒	172,200

⑥期末手当・勤勉手当

(平成22年度)

期末手当	2.60月分	職務の級等による加算措置 (5~15%) 有
勤勉手当	1.35月分	

⑦退職手当

(22年4月1日現在)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算	

⑧特別職等の報酬等の状況

(22年4月1日現在)

区分	特例による減給額	本来額	減額率	
給料	村長	-	639,000円	-
	副村長	-	575,000円	-
	教育長	-	499,000円	-
報酬	議長	266,000円	280,000円	5%
	副議長	197,600円	208,000円	5%
	常任委員長	178,600円	188,000円	5%
	副常任委員長	171,950円	181,000円	5%
議員	167,200円	176,000円	5%	
期末手当	2.95月分			

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間と休日

一週間の勤務時間	勤務時間			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況

(平成21年実績)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数	消化率
3,571日	499日	92人	5.4日	13.97%

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

該当なし

5. 職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

該当なし

6. 職員の研修等の状況

①一般研修

内容	回数
新規採用職員研修	2回
中堅行政職員研修	1回
係長職員研修	1回

②特別研修

内容	回数
法制執務研修	1回
窓口接客とクレーム対応研修	1回
人事・給与管理事務研修	1回
防災・危機管理研修	1回

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

①加入団体等

区分	団体等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福利厚生	長野県市町村職員互助会
	阿智村職員等互助会

②健康診断等の状況

(平成21年度実績)

健康診断	人数
特定健診	89人
うち、人間ドック	72人

③公務災害等の認定件数

(平成21年度実績)

区分	災害件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

④公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求 要求なし
不利益処分に関する不服申し立ての状況 申しなし

お急ぎください！ 地デジの準備

平成23年7月24日
アナログ放送
終了

今年、テレビのデジタル移行の年

地上アナログ放送は今年7月24日に終了し、地上デジタル放送に完全移行します。
全ての方が、デジタル受信機（デジタルテレビやデジタルチューナーなど）への切替が必要です。
デジタル受信機がないとテレビが見られなくなります。

お宅のテレビを確認してください



★アナログのしるし

画面の右上に「アナログ」表示のある放送は、
2011年7月24日で終了します。
上下にお知らせのスーパーも多くなります。

早めにデジタル化を進めてください！

★デジタルのしるし

画面の右上に局名が出ていれば既にデジタル化完了。
安心して、引き続きテレビをお楽しみください。

アンテナで受信している方はいまままでお使いのUHFアンテナがそのまま使えます。
ただし、場合によってはアンテナやブースターなどの調整・交換が必要になります。
地デジの電波が確実に受信できているか確認してください。

地デジ化はいずれかをご選択ください

デジタルテレビに買い換える



リモコンが簡単で使いやすいタイプのものもあります

今お使いのテレビに デジタルチューナーを買い足す



今のテレビで見られますが、
画質は今のテレビのままです

●集合住宅にお住まいの方

建物の中の設備がデジタルに対応していない場合があります。大家さんや管理会社に問い合わせてください。デジサポ長野では集合住宅の受診診断を無料で行っています。

●ケーブルテレビにご加入の方

ケーブルテレビにご加入の方も、デジタル受信機が必要です。また、宅内のテレビ配線によっては、テレビ配線の改修が必要になる場合があります。詳しくはご加入のケーブルテレビまでお問い合わせ下さい。

●工事が大変混み合っています

アナログ放送終了間近になると、アンテナ工事や設備の改修工事が集中して間に合わないことも予想されます。早めに確認して対応をお願いします。

お問い合わせ

デジサポ長野

(総務省長野県テレビ受信者支援センター)

電話：026-233-5501

平日 午前9時～午後9時
土日祝日 午前9時～午後6時

デジサポ長野は

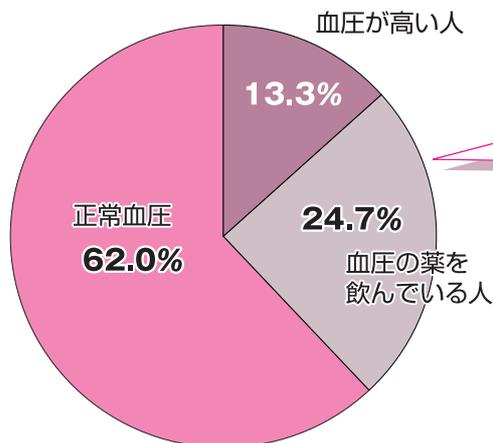
- お宅で地デジ相談
 - 受信診断
 - 高齢者受信サポート
- を行っています。お気軽に、
ご依頼・ご相談ください。



集団健診の結果からわかる阿智村の特徴とは？

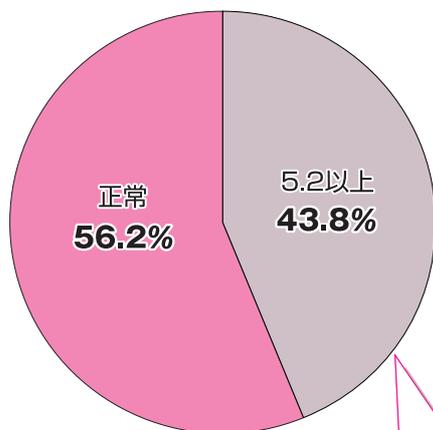
22年度、村の集団健診を受けて下さった555名の結果から、阿智村の特徴がわかりました。

① 血圧の高い人、血圧治療中の人が多い！



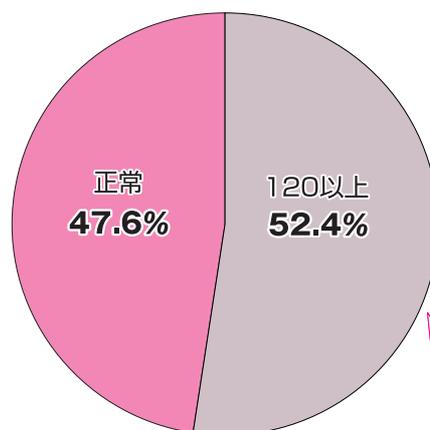
血圧が高い人は555人中74人（13.3%）、血圧の薬を飲んでいる人は555人中137人（24.7%）合わせると、全体の38.0%の人、つまり3人に1人が血圧が高かったり、薬を飲んでコントロールしているということがわかります。

② 血糖が高い人が多い！



全体の43.8%の人の血糖が高いことがわかりました。2～3人に1人は血糖が高い状態です。

③ LDLコレステロールが高い人が多い！



全体の半数以上、52.4%の人はLDLコレステロールが高い状態です。

全体的に血圧、血糖、コレステロールが高い人の割合が多いということがわかりました。これらが高いと、血管が傷ついて詰まりやすくなるため、いずれ脳血管疾患や心臓病などになってしまう可能性も高くなってきます。これらは毎日の生活習慣で改善することが可能です。

健診は自分の体の状態を知ることができる良い機会です。まずは健診を受けることが健康への第一歩です。1年に1回必ず健康診断を受けましょう。

今年まだ特定健診を受けていない対象者の方は、病院で特定健診を受けることができます。2月末までに受診してください。

阿智高だより

vol.28



あけましておめでとうございます。本年もよろしく
お願いします。

さて、阿智高校は1月7日(金)に始業式を行い3
学期がスタートしました。学校長より、「Boys, be
ambitious」を引き合いに出し、強い意志と努力する
ことの大切さを揚げ、人は心が変われば、人生が変わ
るといふ年始のあいさつがありました。

今回の阿智高だよりでは、2学期(後半)に行われ
た行事等を紹介します。

秋季クラスマッチ (10月26日~27日)

第2回秋季クラスマッチを行いました。

4競技(男子:サッカー、バレーボール 女子:バレーボール、
ソフトテニス)にわかれ熱戦が繰り広げられました。



阿南高校生徒会との交流会 (11月25日)

本校と阿南高校生徒会の交流会を阿南高校にて行いました。

選出された新役員同士が顔を合わせ、両校の生徒会活動の紹介や
現在抱える課題点など意見交換を行いました。今後も両校の交流を
深め、生徒会活動がさらに活発になるようにします。



阿智中学校と阿智高校との交流会 (11月26日)

第21回阿智中学校と阿智高校との職員交流会が、阿智中学校
にて行われました。

授業参観後の研修会では3つの分散会(教科指
導・進路指導・生活指導等の中高連携)にわかれ、
活発な協議を行い、充実した交流会となりました。



1月~3月の行事

- 1月 3学期中間テスト(1・2年生)
学年末テスト(3年生)
- 2月 前期選抜(2/2(水))
漢字クラスマッチ
学年末テスト(1・2年生)
- 3月 卒業式(3/5(土))
後期選抜(3/9(水))
3学期終業式

Photo report [フォト・リポート]

平成22年度 コミュニティ助成事業



平成22年度コミュニティ助成事業(宝くじの助成金)により、備中原部落(伍和高齢者生きがいセンター前)に憩いの広場が整備されました。

この事業は宝くじの普及広報を目的とし、市町村やコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に対して行われています。

地方独立行政法人長野県立病院機構

看護学生修学資金貸与希望者 募集

当機構では、看護師または助産師を目指している方に修学資金を貸与し、学校生活をサポートします。

県立病院に一定期間勤務した場合は、返還免除となります。

あなたの夢の実現のため、是非ご活用してください。

○募集期間 平成23年1月4日(火)から
3月4日(金)まで

○貸与額 月額5万円 または月額8万円

○貸与期間 養成学校の正規の在学期間

◇詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref-nagano-hosp.jp/>

長野県立病院機構

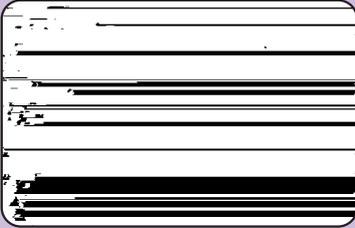
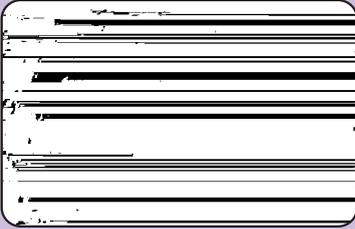
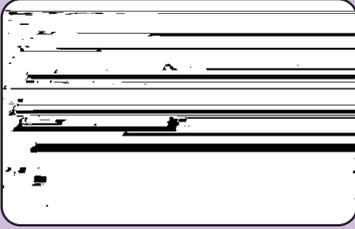
検索

[申し込み・問い合わせ先]

機構本部事務局職員課 ☎0120-173-314

確定申告の季節です

年 金太郎



あぜみち

新しい年の初めに、うれしい便りが届きました。銀行振り込みの三十万円の小切手に、「突然ですが、浪合でお世話になったものです。ささやかですが、感謝の気持ち

をこめて同封しました。」の手紙が添えられておりました。どのようなことがあってご寄付になったかは定かではありませんが、地域の人々の温かいかわりがあったことだと推察されます。せつかくのご寄付を有意義に使わせていただきます。

また、信濃比叡広拯院の皆さんから、寒行行脚でお集めになった浄財のご寄付がありました。昨年の暮れに、寒い中お二人で回られた結果であります。社会福祉協議会に寄託して、生活に窮している方に役立てさせていただけます。さらに、N T T 飯田支店の従業員の皆さんからも、昨年暮れに浄財をご寄付いただきました。

無縁社会という言葉が生まれ、人々の絆が壊されてきている今日の社会の中で、このような人々の善意の絆が確認できることに直面し、感激しております。人々は、他人の不幸の上に成り立っている市場経済中心社会を決して望んではおらない証しであります。

(一)

二十二年十二月議会

村長あいさつ

はじめに

議会におかれましては、議長の改選が過日の臨時議会において行われ、熊谷時雄議長、高坂美和子副議長が選任されました。委員会の構成替えも実施され、引き続きのご活躍を願うものであります。

さる十一月十二日阿智村名誉村民である熊谷元一先生の葬儀が執り行われ、熊谷議長と共に参列し弔意を申し上げて参りました。百三歳のご長寿でありましたが、常に郷里に応援を送り続けて頂いて参りました。皆様と共にあらためて感謝を申し上げます。熊谷先生のご意志に報いるためにも「農村記録写真の村宣言」に恥じない村づくりを進めて参る所存であります。

八月の参議院選挙での民主党の敗北後、我が国の政治は迷走を続けて

いると云つても過言でない状況にあります。臨時国会では国政の重要法案の審議がされず、補正予算だけがかりうじて成立するという有様でした。

さらに、国は来年度予算編成を迎えて財源問題等、我々国民生活に直結する困難は問題が山積みしています。九百兆円を越す債務を持ちながら、反面「こども手当増額」「法人税率削減」という財源問題をさらに悪化させるであろうことが同時に論議されています。こうした中で、「消費税引き上げ」やむなし論が台頭しており、結局国民負担を求める方向へと向かわざるをえない状況がつかられております。

我が国の経済については、七月から九月期の国内総生産（GDP）は三・九％増と前期を〇・四％上回ったとされました。しかし、十月から十二月期はマイナスに転化するという予測であります。長野県の二十一年末の製造事業所数（従業員十人以上）は前年度と比べ七・九％減、従業員数では十一・三％減となっており、地域

経済の衰退を物語っております。全国的にもメーカー各社が各地の工場を閉鎖し、生産拠点を集約する動きが顕著に表れていると云われます。

このような状況が続く中であつて、国民間の格差はさらに大きく、深刻さをましてきております。大学等の新卒者が就職出来ない等、多くの国民が先行きに不安を感じて暮らしている現実があります。

こうした不安を解消することをマニフェストに掲げ、自民党政権下の安全保障政策や、経済政策等の政策転換を目指して登場した民主党政治は、この一年で大きく変質してしまつています。

この代表的な問題が、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）問題であります。我々地方としては、現段階で農林業の衰退はもとより、経済危機や円高によつて衰退する地域産業をさらに悪化させ壊滅的な状況を創り出すであろうTPP参加を認めるわけには参りません。

十二月一日の信濃毎日新聞紙上の

論壇で、経済アナリストの森永卓郎氏は「官僚、財界、米国の壁を民主党政権は突破できなかった」と述べております。今おきている問題の本質を突いていると思います。規制の壁を突破できないでいるのは、民主党政権のみでなく、民主党に期待した我々国民であることを自覚しなくてはなりません。自立できないで観

客民主主義に陥っている国民こそ今日の混乱を招いている元凶であります。我々もただ遠くから反対と叫ぶのみではなく、政府をTPP参加に向かわせる「突破できない壁」をどうするかについて真剣に向き合わなくてはならないのではないかと考えるのであります。

政府は「ひも付き補助金」（本年度では二十一兆円ある）について、二年間で一兆円超を交付金化することを決めましたが、使い方の制限や国が使い方をチェックする等自由な財源と云うにはまだほど遠い感があります。一括交付金の交付基準が人口規模や面積で算出された場合、小

規模自治体には不利になることが予想されます。小規模自治体等に配慮したものになるように要求すると共に、現行地方交付税制度が変質されないようにしなくてはなりません。

地方制度について

本村の経済を見ると製造業は大幅な落ち込みがなく推移していましたが、今後は一く二割の落ち込みが予想されています。建設業や小売業についても厳しい状況が続いております。

昼神温泉は十、十一月と前年比で若干入り込み客が増えましたが十二月以降に不安を抱えております。関東圏の集客が若干増えたものの、中京圏の集客が減少する等厳しい状況には変わりがないことでもあります。

小売業においても大変な状況であります。ポイントカードが新しくなったりすることで新たな試みも始められました。これによって新しい分野が開拓されるよう期待いたします。

農業においては、猛暑の影響等で収量が減少したものの販売価格が高かったことで例年の収入は見込まれると云われています。しかし、米においては、仮渡し金が一万円以下と厳しいものであります。春に産業振興公社を立ち上げ「やさしい村」等に

取り組んで頂いた結果、十一月末現在で売り上げ総額が、二千五百万円になり、年間売り上げ百万円以上の方が三人、五十万円以上の方が十五人に上りました。従来より続いております知多市場への直売や、朝市での売り上げを加えるところだけで一億円近い売り上げがあるのでと推測されます。

国は、新成長戦略を掲げ十一月に経済対策を含んだ補正予算を成立させました。本村へは一億九千五百万円が交付されることになりました。早急に事業を確定したいと考えます。

事業進捗状況

さて、主要事業について進捗状況を申し上げます。

まず阿智中学校の改築事業、統合保育園は年度内に、第一小学校に建設しております学童保育室、「えんばな」は年内に完成する見通しであります。

特養阿智荘増床については、関係者による協議を行っており、協議が終了しだい本設計にはいることになっております。

智里西地区のガソリンスタンド設置事業は十二月二十四日には事業開始が出来る見込みであります。設置後に議会にもご相談のうえ地元運営会社は無償譲渡か無償貸し付け致したいと考えております。

次に今年重点的に進めてきました、特定健康診断の受診状況であります。十一月末日現在、三十五・一％と低い状況にあります。このまま推移すると昨年度を下回ってしまいます。

浪合診療所に天野先生の着任を得てから天野先生のお考えで時間外診療や、往診等も行っており、着実に受診者も増えてきております。

伍和診療所にも週半日行っていた

いており、受診者が増えてきています。先生のお考えではもう少し診療日を増やしても良いのではと云われておりますので、新年度よりその方向で考えたいと思います。診療所の今後について検討を始める必要があると考えます。

国民健康保険の状況について、九月議会において大変に医療費が伸びており、国保財政が大変であると申し上げましたが、九月診療分が平年に戻りました。今後もこのまま推移することを期待します。

介護保険会計についても、介護費用の上昇が続いております。このまま推移すれば、介護保険料が五千円以上にならざるをえない状況であります。

次に、治部坂峠の「きくいも茶屋」であります。再開を目指して関係者において検討が進められておりますが、未だ私が納得して再開を確認するまでにいたっておりません。浪合地区の振興、治部坂高原の今後にごう結びつけることが

出来るのか関係者による検討が進んでおり、この推移を見る中で方向を決めて参りたいと考えております。

また、「きくいも」の加工等についてであります。計画は当初きくいもを年間貯蔵し徐々に加工していくことを前提にたてられておりました。しかし冷蔵保存しても二ヶ月が貯蔵の限度と云うことが判明しました。ここにも今回の計画の甘さが出てしまいました。当面今年度生産される七十トンの使い道を考えなくてはなりません。御所の里の加工能力もありますので、生芋として漬け物や粉加工用として販売する方法を検討しております。多くは当初計画のように粉としての活用と、焙煎してお茶として販売することで進んでおります。いずれも運営委員の皆さんのご努力で見通しが持てる状況になってきています。

ようにとの方向が示されましたので、まずこれへの取り組みを強化したいと考えてます。

今後、きくいもを中心にした機能性農産物加工等の研究を御所の里で行い、作付拡大に資していきたいと考えてます。さらにこの施設を使って米粉や他の果物、野菜等のフリーズドライによる加工や、村産の果物、野菜等の加工の研究を進めていきたいと考えてます。

二十三年度予算について

申し上げておりますように、合併特例の財政措置が終了する五年後を見越した五年計画の初年度の予算と位置付けております。まず、二十三年

現在、平成二十三年度予算編成に向けての検討を進めております。既に各自治会単位での説明会を終了し、自治会を始め村民のみなさんよりの予算要求を受け付けております。議会においても、決算審査と合わせて「事務事業評価」に基づく検証を行って頂いており、検討結果を予算編成に反映し、ゼロから必要事業を洗い出す方向で予算づくりのご協議をいただきたいと思います。

独立した学級について県の基準を満たすことができません。二年生四人と合わせて連続になってまいります。連続解消のために、村費での教員配置が望まれています。教育委員会のお考えを聞いて対処することといたしますが、このままの児童数で推移するといずれ存続について考えなくてはなりません。

健康についてであります。国民健康保険の医療費や介護保険の状況から見ても、阿智村民の健康度は決して高いとは言えず、その上、健康に対する意識が低い状況にあります。村民の皆さんが自分の健康について関心を持つための施策を講じることから始めなくてはなりません。特に、介護の重度化を招く「脳卒中」予防のための村民運動を進めたいと考えます。

教育については、四月より、阿智中学校が平谷を交え実質四校統合校としてスタートします。通学等万全を期して教育環境整備を進めなくてはなりません。

清内路小学校の新一年生が二人で、

今年度の学力調査と関連する生活調査の結果が明らかになりました。昨年の調査結果よりかなり改善されているようではありますが、学力面も含め解決しなくてはならない課題はまだまだ多いものがあります。

春日、駒場統合保育所は新年度より保育が始まります。今回、通園距離二キロメートル以上について通園補助をすることで保護者との協議を進めております。

また、地域や暮らしを考える住民の学習支援についてであります。今まで村づくり委員会や自治会等の活動が活発に行われてきた背景には、公民館を中心とした社会教育の実践

がありました。しかし現状は、住民の皆さんの学習活動が活発であるとは言えない状況にあります。学習への意識的な働き掛けが望まれます。特に次代を担う若者への働き掛けが欠けております。これらへの取り組みも進めなくてはなりません。

環境については、地球温暖化対策への取り組みを進めなくてはなりません。

観光については地域の活力や誇りを高める地域づくりとしての観光と、昼神温泉や園原、治部坂高原等の産業としての観光があります。今までこれらがバラバラで進められてきましたが、関係者が一堂に会して阿智村観光の振興策を論議しあうことで阿智村の観光ポテンシャルを上げ、誘客増を図ってまいりたいと考えます。

昼神温泉については五年目を迎える二十三年度も、引き続き「エリアサポート」への支援を行ってまいりたいと考えます。当然、自前の財源の捻出に努力していただくことに

期待しますが、経営環境の厳しい中にあつては、ある程度の公費の負担はやむを得ないと考えます。非常に厳しくなる温泉観光地間競争に生き残っていくために、今後少なくとも五十年以上は維持できる社会的インフラの整備を行う必要があります。電線の地中化や街路の整備、コンベンションホール等の施設や景観保全等への公共投資によつて魅力的な観光地としての温泉郷へと整備することは欠かせないこととあります。

以上の他、人口減対策や集落維持、鳥獣被害対策等多くの課題があります。十分論議を重ねて実効性のある予算を編成してまいりたいと考えます。

また二十三年度は、阿智村発足五十五周年の節目でもあります。一体感をさらに強くして村づくりをすすめる意味においても、この五十五年を重視したいと考えます。

合併協議に基づいた特例措置の今後の対応については、両地区とも、振興協議会によつて検討が行われて

きております。支所については両地区とも存続希望であります。支所機能については、地域づくりの事務局的な役割を担えるものとして三人体制で存続させたいと考えます。上下水道料金や保育料については特例措置を廃止いたします。

本議会の案件

さて本議会でご審議頂く案件は、人事案件一件、一般案件二件、条例案件二件、予算案件六件であります。

予算案件の内、二十二年一度一般会計補正予算第五号については、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ一億一千四百七十九万円を追加し、歳入歳出それぞれ六十三億六千六百八十二万円とするものであります。歳出のうち主なものは、人事院勧告に伴う職員給与等の減額等の人件費の調整と、過疎債にソフト事業が適用されるようになりましたので、村道の舗装工事に一千二百五十万円と浪合診療所の医師給与に二千四百万円を充てることにし、すでに予算化して

いたものもあるのでこの分を減債基金として三千六百三十万円を積み立てるものです。

おわりに

現在、国民健康保険の広域化計画の協議が進んでおります。広域化によつて医療抑制や被保険者負担が増えるようでは賛成できませんが、特に小規模保険者は、財政の安定が難しい現状から広域化はやむを得ないのではと考えます。

都会の若者と住民のみなさんが共に舞台上で演じた阿智祭での「道」の上演、多くの参加者のあつた「中馬街道ウォーク」、五十チーム以上の参加でたすきをつないだ駅伝大会等この秋も元気で楽しい住民みなさんの取り組みがありました。村を取り巻く状況は、大変厳しいものがありますが、村人みんなが明日に向かって楽しく生き続けられる地域づくりは、着々と進んでいることに誇りを持って新しい年を迎えたいと願うものであります。